

厚生委員会 県外調査概要

1 熊本県議会（令和6年11月13日）

【調査目的】

熊本県における認知症施策の概要について

【調査概要】

（1）熊本県の認知症施策の概要について

- ・ 2040年には、熊本県の認知症の人数が8.2万人、MCI（軽度認知機能の障害、認知症の予備軍）の人数が8.6万人になると推計されている。
- ・ 熊本県における若年性認知症（※要介護認定を受けている40歳以上65歳未満）の人数は、令和4年9月末時点で621名。
- ・ 若年性認知症特有の課題として、認知症と気づかれず早期発見や診断に繋がりにくい、本人や配偶者が仕事や子育ての現役世代であるため、仕事をやめることで収入が減り、生活への影響が多いということがあることから、横断的、多面的かつ切れ目のない支援に取り組んでいる。平成26年度から認知症コールセンターに、若年性認知症支援コーディネーターを配置している。
- ・ 医療体制の充実として、認知症疾患医療センターの運営や、各種研修を通じた関係者間の連携、介護職員向けの各種研修を中心とした介護体制の整備、修了者の地域支援、社会参加として、認知症サポーターの養成や相談窓口の運営という3本の柱で、総合的に施策を推進していくこととしている。

（2）認知症疾患医療センターについて

- ・ 熊本県では、専門認知症医療分野に係るかなめとして、高度専門医療の提供等を行う疾患センターの設置に取り組んできた。
- ・ 住み慣れた地域で安心して認知症医療や介護が受けられるよう、10ヶ所の地域拠点型、1ヶ所の連携型を設置し、各地域の専門医療機関や認知症サポート医療関係介護サービス事業所や、地域包括支援センター等と連携し、認知症医療介護体制を構築している。

(3) 介護関係の施策について

- ・ 認知症介護現場の質向上のため、平成 29 年度から熊本県独自に認知症ケア・マッピングを実施。ベテランである認知症介護指導者を評価者として、介護サービス事業所等に出向いてもらい、認知症ケア・マッピングという手法を用い、日々の認知症介護の振り返りと、効果を確認してもらうことで、本人主体の介護を実践している。

(4) 認知症サポーターの養成について

- ・ 平成 20 年に熊本県知事が、知事としては全国で初めて認知症サポーターとなって以降、官民一体となって取り組みを推進。令和 5 年度末で、本県の認知症サポーターの養成者数は累計で 43 万人を突破。人口に対する養成率も 15 年連続日本一。
- ・ 教育委員会等を通じた学校現場での養成や、スーパーやバス会社等の生活関連事業所を中心として、養成講座実施の働きかけを進めている。現在、熊本県民の 5 人に 1 人が認知症サポーターとなっており、令和 5 年度には、小・中・高校生を合わせて、約 1 万 5000 人の認知症サポーターが養成されている。
- ・ 令和 5 年 2 月 8 日に県内の 3 名の認知症の方を「くまもとオレンジ大使」に任命し、認知症本人の思いや活動を発信し、様々な場面で活躍いただいている。

(5) 認知症関連の相談窓口について

- ・ 熊本県のコールセンターは IT 設備が整っており、電話のほか、面談での相談も可能。
- ・ 公益社団法人 認知症の人と家族の会が運営しており、認知症の介護経験者や専門の相談員が対応。
- ・ 在宅で介護を行っている方向けの対応のポイントをまとめた冊子が、イラスト等を用いてわかりやすいとの評判。

(6) 共生社会に向けた熊本県の考えや取組について

- ・ 認知症基本法や、第 9 期熊本県高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画等に基づき、認知症の人を含めた一人一人が個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会を推進するため、医療・介護支援・社会参加の 3 つを柱として取り組んでいる。

<質疑応答>

Q：認知症への対応力の向上をどのように図っているか。

A：一般県民に対しては、認知症サポーターの養成や、各種広報活動を通じて、医療介護関係者については、各種研修により、認知症に対する正しい理解・対応力の向上につながると考えている。

Q：「熊本モデル」医療体制の構築とはどのようなものか

A：熊本モデルは、熊本大学病院を基幹型病院として、2次医療圏ごとと同じ地域拠点連携型の疾患センターを配置し、その周辺でかかりつけ医や介護サービス事業所等が連携するもの。現在は熊本大学病院が診療体制を縮小しており、再構築については検討中。

Q：今後の認知症対策に向けて、どのように取り組もうとしているか

A：国が策定している認知症施策推進基本計画案では、認知症になったら何もできないという誤解や偏見をなくし、認知症とともに希望を持って生きるという新しい認知症観が積極的に打ち出されている。熊本県でも、この新しい認知症観に対する理解促進や、認知症の人の意思の尊重等に重点的に取り組んでいきたい。

Q：認知症疾患センターを設置して良かった点と今後の課題について

A：熊本県では、2次医療圏域ごとに、認知症疾患医療センターを設置しており、各地で認知症の専門医療を受けることができる。医療と介護の連携が図ら、住み慣れた場所で安心して生活してもらうことができるのは良い点だと考えている。

課題は、認知症の専門医がまだまだ不足していること。現在、精神科のみで対応しており、引き続き養成していく必要がある。



2 福岡県議会（令和6年11月14日）

【調査目的】

福岡モデル（障害者雇用）の新拠点開所について

【調査概要】

（1）経緯

- ・福岡県の就労継続支援 B 型の平均収入月額、令和4年度は15,067円と、全国平均を下回る状況（全国41位）
- ・今までも、障がい者の社会参加に向け、障がいのある方が作る商品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、販売や提供の拡大に取り組んできた。
例)
 - ・百貨店での大規模販売会の開催、県庁ロビーでの販売会、ウェブサイトでの販売促進
 - ・共同受注窓口の設置、共同受注推進協議会の設置、優先調達の推進
 - ・農福連携マルシェの開催、オリジナル商品の開発、農福連携推進員によるマッチング
- ・しかし、障がいのある方の仕事がないということが福岡県の課題だった。
- ・障がいのある方のために仕事を取ってきてくれる人に依頼することができれば、工賃を上げることが可能ではないかと考え、令和3年に公益財団法人日本財団と「働く障がいのある人の支援のための連携協定」を締結し、工賃向上に連携して取り組んでいる。（※宮城県に続いて、全国で2番目）

（2）日本財団連携事業の取組内容

- ・障がいのある人向けの受注業務の営業を専門とする民間企業と連携し、大量の IT 系業務を受注（令和3～5年）
- ・これにより、全国から仕事を探してきてもらうことが可能となる。実際、東京方面からの仕事も多く、適正な価格の仕事を安定して確保できるようになった。

《制度の仕組み》

- ・県と日本財団が連携協定を結び、それぞれ NPO 法人セルフセンター福岡を補助／助成する。
- ・NPO 法人セルフセンター福岡がヴァルトジャパン（株）（障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業）に委託し、ヴァルトジャパンが様々な企業に対して営業活動を行い、業務の発注を受け、セルフセンター福岡が各障がい者施

設に仕事の配分を行う。

- ・ 日本財団からの助成の例としては、業務に必要となるスキャナ購入等がある。

《取組の内容》

- ・ 令和4年から、県内2か所に「就労支援の場」を開設し、国立国会図書館の蔵書デジタル化に取り組んでいる
- ・ 令和5年から、「就労支援の場」を新たに1か所増設し、多様な文書のデジタル化に取り組んでいる。
- ・ 県が協力し、令和6年6月に「データワークラボ ITOSHIMA」を開設し、企業や官公庁から受注したIT系業務に取り組んでいる。
- ・ 障がい者向けの業務ではなく、通常の入札に参加して仕事を獲得する。
- ・ 当然、納期も通常の場合と同じで、障がい者が業務を行うため納期が延びる等の特別措置はない。
- ・ 初年度は慣れない中で業務を請け負うことから、納期の点等で非常に厳しい部分があり、各事業所でサポートに当たるスタッフの負担は非常に大きかった。
- ・ 現在はノウハウも蓄積され、スムーズに業務を行うことが可能となっている。

○多様な人材の就労支援

- ・ 勤務時間・勤務日数の融通が利き、柔軟な働き方が可能となっており、障がいのある人が無理なく働き続けやすい環境が整備されている。
- ・ 柔軟な働き方が可能であることから、障がいのある人だけでなく、引きこもりの人の就労支援につながったケースもある。そのほか、高齢者等、多様な人材が就労していて、互いに良い相互作用が生まれている。

○工賃向上によるメリット

お金を貯めて、将来は自分で旅行に行けるようになりたいと話す方もおり、工賃向上が障がい者の自立に大きく寄与している

(3) その他の就労・社会参加支援の取組

- ・ 分身ロボットを活用した実証事業：
対面での接客に難しさを覚える障がい者の方もいるため、県庁ロビーで行われているまごころ製品販売会で、分身ロボットによる接客の実証実験を行った。
- ・ デジタル技術を活用した障がい者就労推進事業
自治体で初めて、ARグラスを活用した障がい者向けトレーニング（就職前訓練）を実施し、業務スキルの習得やサポート体制の整備等の不安要素の軽減に取り組んだ。訓練後に、面接・就職へ進み、障がいのある方の雇用に結びつける。

<質疑応答>

Q：業務をアウトソーシングすればするほど、法定雇用率は下がるという側面があると思う。その点について、福岡県ではどう考えているのか。

A：福岡県庁としては、法定雇用率を充たしている状況。

チャレンジ雇用という制度がある。特に知的障害の方はなかなか雇用に結びづきづらいことから、会計年度任用職員として採用した上で、就労支援の場を紹介し、就職を応援する制度。

Q：IT系の業務が得意ではないという障がいのある方もいると思う。今後、他の分野にも取り組もうと考えているのか。

A：現在は、IT系の業務を希望する事業所が多く、ノウハウがない事業所がIT系の業務を始めることができるよう、どう支援することができるのか考えていきたいと思っている。

なお、障がいのある方がIT系の業務を行うにあたって、高性能の機器を使用することと、良いコーディネーターがいることが条件となる。

Q：障がいのある方によるアート作品の販売を福岡県が後押しするという取組は難しいのか。

A：文化振興課が中心となって、どうすれば一般の方に広まるか研究しているところ。

Q：農福連携の推進として、障がいのある方がつくった芋を用いた、オリジナルの芋焼酎をふるさと納税の返礼品としているとのこと。寄付の状況等はどうか。

A：寄付額を上げるべく、会議で話し合いを行う等、推進の強化に取り組んでいる。

